

## 当組合が業務上保有する個人番号の利用目的

1. 当組合が個人番号を取り扱う事務の範囲は、以下のとおりとします。
  - (1) 役職員等（当組合の役職員並びにその配偶者および扶養家族をいう。以下同じ）に係る事務
    - ① 給与所得・退職所得の源泉徴収票等の作成事務
    - ② 健康保険・厚生年金保険の届出事務
    - ③ 雇用保険の届出事務
    - ④ 職員等の配偶者に関する国民年金の第3号被保険者の届出事務
    - ⑤ 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する各種申告、各種届出事務
  - (2) 顧客等（当組合の個人の顧客および組合員をいう。以下同じ）に係る事務
    - ① 出資配当金の支払に関する法定調書作成・提供事務
    - ② 金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務
    - ③ 金融商品取引に関する法定調書作成・提供事務
    - ④ 非課税貯蓄申告書等の適用に関する事務
    - ⑤ 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄の非課税に関する各種申告、各種届出事務
    - ⑥ 預金保険法に基づく名寄せ・税務調査（犯罪調査及び滞納処分のための調査を含む。）・社会保障における資力調査等に関する事務
    - ⑦ 預貯金口座付番に関する事務
    - ⑧ 公金受取口座の登録・変更・抹消等に関する事務
    - ⑨ 災害時及び相続時における預貯金口座の情報提供に関する事務
    - ⑩ 本人特定事項及び個人番号の正確性の確保に関する事務
  - (3) 役職員等および顧客等以外の個人に係る事務
    - ① 報酬、手数料等の支払調書
    - ② 配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書
    - ③ 不動産賃借における使用料等の支払調書
    - ④ 不動産等の譲受けの対価の支払調書

以上